

戦略的省エネ促進事業

この事業は、省エネの促進を図るため、省エネ技術等の導入可能性調査や省エネ技術等の普及啓発に向けた取組に支援しようとするものです。

◆ 対象となる方

- (1) 省エネ技術等導入可能性調査事業
道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPOを含む）
- (2) 省エネ技術等導入普及啓発事業
道内に主たる事務所又は事業所を有する法人の業界団体
道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPOを含む）の複数法人による共同体

◆ 対象事業

- (1) 省エネ技術等導入可能性調査事業（節電を含む）
 - ・モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業

<対象事業例>

- 電力需要監視装置を活用した飲食店のエネルギーの見える化
- ヒートポンプを活用した農業用ハウスの省エネ化可能性調査
- 製造業における排熱の有効活用など、省エネ技術の活用可能性調査

- (2) 省エネ技術等導入普及啓発事業（節電を含む）
 - ・全道的な普及啓発の観点からの省エネ技術等の普及啓発事業

<対象事業例>

- 業界団体が主催した当該業界の企業に対するセミナーの開催
- 複数企業のコンソーシアムが主催した省エネ技術現地見学会の開催

◆ 補助対象経費・補助率

対象事業	補助対象経費	補助率	上限額
省エネ技術等導入可能性調査事業	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2以内	300万円
省エネ技術等導入普及啓発事業	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2以内	300万円

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、平成27年5月22日（金）までに事業計画書を提出いただき、審査委員会により採択事業を選定します。



<お問い合わせ先>

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
省エネ・新エネグループ
TEL (011) 204-5319